

# 関係府省提出資料

| 重点 | ヒアリング事項                                           | 府省                  | ページ |
|----|---------------------------------------------------|---------------------|-----|
| 17 | 財産区の土地を森林の施業・管理を目的として信託可能とすること                    | 総務省<br>農林水産省        | 1   |
| 1  | 住民基本台帳ネットワークシステムの利用対象事務の拡大等                       | 総務省<br>法務省<br>国土交通省 | 5   |
| 2  | 補助金申請システム等に係る利便性及び検索性の高い機能の整備                     | デジタル庁               | 18  |
| 19 | 最終処分場の設置における総量規制基準の設定及び設置許可に関する地方の裁量規定の導入         | 環境省                 | 29  |
| 5  | 犬の登録及び管理方法の見直し等                                   | 厚生労働省<br>環境省        | 35  |
| 6  | 景観計画の策定・変更における都市計画審議会への意見聴取を不要とすること               | 国土交通省<br>環境省        | 53  |
| 7  | 地域防災拠点建築物整備緊急促進事業補助金の交付要件となっている市町村耐震改修促進計画の策定の見直し | 国土交通省               | 54  |
| 22 | 建築基準法第 86 条に基づく一団地認定の区域見直しに係る要件の緩和                | 国土交通省               | 61  |

# 財産区の土地を森林の施業・管理を目的として 信託可能とすること

(管理番号231)



総務省

令和 6 年 7 月  
総務省自治行政局行政課

重点17:財産区の土地を森林  
の施業・管理を目的として信託可  
能とすること(総務省)

# 提案内容・効果について

## 提案内容

財産区の土地を森林の施業・管理を目的として信託可能とすること

## 効果

財産区の森林を周囲の民間の森林と一体で計画的に施業・管理を行うことによって、森林の収益性向上も期待でき、効果的かつ効率的な森林資源の活用と、産業振興・地域振興の推進が期待

### 現状



財産区

民有林

信託不可

信託可能

一体的・計画的な施業・管理ができない

### 目指す姿



財産区

民有林

信託可能

一体的・計画的な施業・管理が実現

地方自治法上、財産区における財産の管理、処分については、地方公共団体の財産の管理、処分に関する規定によることとされていることから、地方公共団体が所有する森林を施業・管理を目的として信託可能とすることについて検討

※財産区とは … 市町村の一部であって、財産又は公の施設の管理及び処分を行うために設けられた特別地方公共団体（財産区の数：3,930区（令和5年4月1日時点）、主な種類：山林、原野、宅地、用水池、墓地等）

# 地方公共団体の財産の信託について

- 地方自治法上、地方公共団体の財産は、その適正な管理を担保するため、貸付け、処分、私権の設定等の行為については、一定の制限が設けられているところである。
- このため、地方公共団体の財産を信託することについても、原則禁止されているが、**普通財産である土地については、当該地方公共団体を受益者として、以下を目的とする場合に限り、議会の議決を経た上で信託することが可能とされている。**
  - ① 信託された土地に建物を建設し、又は信託された土地を造成し、かつ、当該土地の管理又は処分を行うこと。（例：信託した公有財産に県民文化センターを建設し、その賃料収入等から配当を実施）
  - ② ①に掲げる信託の目的により信託された土地の信託の期間の終了後に、当該土地の管理又は処分を行うこと。
  - ③ 信託された土地の処分を行うこと。

○地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）（抄）  
（普通財産の管理及び処分）

第二百三十八条の五 普通財産は、これを貸し付け、交換し、売り払い、譲与し、若しくは出資の目的とし、又はこれに私権を設定することができる。

2 普通財産である土地（その土地の定着物を含む。）は、当該普通地方公共団体を受益者として政令で定める信託の目的により、これを信託することができる。

3～9 （略）

○地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）（抄）  
（普通財産の信託）

第百六十九条の六 地方自治法第二百三十八条の五第二項に規定する政令で定める信託の目的は、次に掲げるものとする。

一 信託された土地に建物を建設し、又は信託された土地を造成し、かつ、当該土地（その土地の定着物を含む。以下この項において同じ。）の管理又は処分を行うこと。

二 前号に掲げる信託の目的により信託された土地の信託の期間の終了後に、当該土地の管理又は処分を行うこと。

三 信託された土地の処分を行うこと。

2 （略）

# 森林の施業・管理を目的とした信託を可能とした場合に考えられるメリット・デメリット及びご提案への回答について

## 考えられるメリット

- 地方公共団体等が所有する森林の施業・管理の手法を多様化することにより、周囲にある民間の森林と一体的に施業・管理を行うことが可能となり、効率的な森林管理や木材販売収入の増加が期待。

## 考えられるデメリット

- 森林の経営は数十年単位と超長期であり、十分な木材需要や販売先を見据えた経営が行われなかった場合、投入した資金に見合った収益を上げることができず、その運用状況によっては債務負担を  
▶ 引き受けなければならないことがあり得る。

## 回答

- ご提案の森林の施業・管理を目的とした信託を可能とすることについては、**民間活力の活用による財産の有効活用が期待できる等のメリットが考えられる**ことから、関係省庁とも連携し、**要望を踏まえた必要な対応を検討してまいりたい**。
- ただ、その際には、信託終了後に債務を負担することとなるといったデメリットも考えられることから、地方公共団体に対し留意すべき事項を周知してまいりたい。

# 住民基本台帳ネットワークシステムの利用事務の拡大

(管理番号30・108)

5



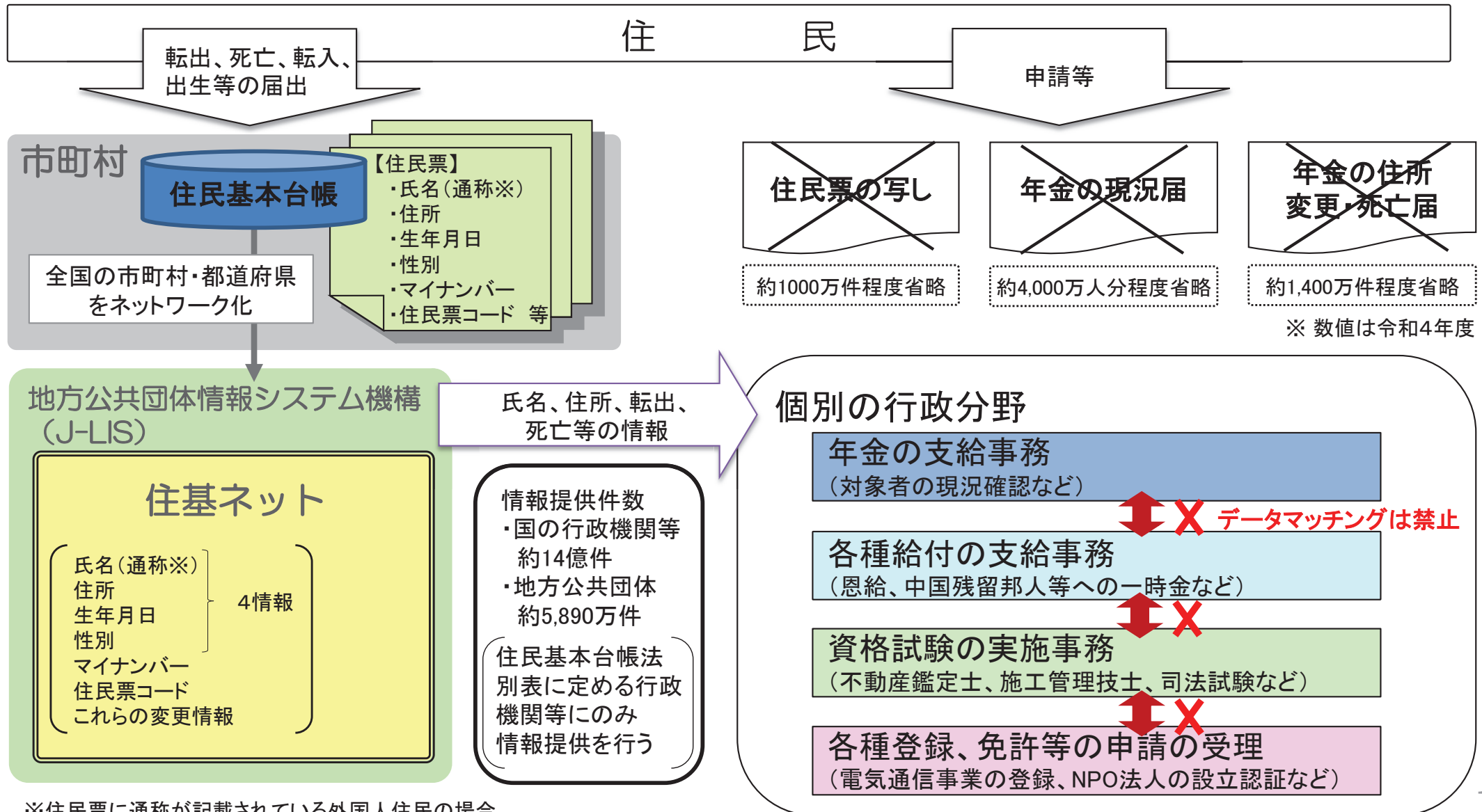
総務省

令和6年7月  
総務省自治行政局住民制度課

重点1:住民基本台帳ネットワークシステムの  
利用対象事務の拡大等(総務省)

# 住基ネットの概要

|         |                       |                                       |
|---------|-----------------------|---------------------------------------|
| 平成11年8月 | 「住民基本台帳法の一部を改正する法律」公布 |                                       |
| 平成14年8月 | 住民基本台帳ネットワークシステム第1次稼働 | (住民への住民票コード通知開始、行政機関への本人確認情報の提供)      |
| 平成15年8月 | 住民基本台帳ネットワークシステム第2次稼働 | (住民基本台帳カードの交付、住民票の写しの広域交付、転入転出手続の簡素化) |
| 平成23年5月 | 住基ネット訴訟終結             | (札幌訴訟勝訴最高裁確定)                         |





# 住基ネットの主な利用状況(令和4年度)

| 別表   | 情報提供者              | 情報提供先                       | 主な事務(提供先、提供件数)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 総事務数・総件数            |
|------|--------------------|-----------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------|
| 別表第1 | J-LIS              | 国の行政機関等                     | <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 国民年金の被保険者に係る届出、受給権者に係る届出等(日本年金機構、約8.5億件)</li> <li>✓ 厚生年金の被保険者に係る届出、受給権者に係る届出等(日本年金機構、約4.7億件)</li> <li>✓ 共済年金の支給(国家公務員共済組合連合会、約790万件)(地方公務員共済組合連合会、約2,100万件)</li> <li>✓ 国税の賦課又は徴収等(国税庁、約2,200万件)</li> <li>✓ 健康保険等の保険給付の支給等に係る情報の収集又は整理(社会保険診療報酬支払基金、約740万件)</li> <li>✓ 恩給等の支給(総務省、約58万件) ✓ 無線局の許可(総務省、約2.8万件)</li> <li>✓ 司法試験の受験願書の審査等(法務省、約1千件)</li> </ul> | 187事務<br>約14億1060万件 |
| 別表第2 | J-LIS              | 通知都道府県内の市町村長その他の執行機関        | <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 地方税の賦課徴収又は調査(市町村長、約330万件)</li> <li>✓ 同一都道府県内で転居した者の都道府県の議会議員又は長の選挙の選挙権の確認(市町村長、約76万件)</li> <li>✓ 児童手当の支給(市町村長その他の執行機関、約8.6万件)</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                   | 61事務<br>約510万件      |
| 別表第3 | J-LIS              | 通知都道府県以外の都道府県の知事その他の執行機関    | <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 地方税・特別法人事業税の賦課徴収又は調査(都道府県知事、約120万件)</li> <li>✓ 高等学校等就学支援金の支給(都道府県知事又は教育委員会、約76万件)</li> <li>✓ 障害者自立支援給付の支給等(都道府県知事、約14万件)</li> <li>✓ 児童手当の支給(都道府県知事その他の執行機関、約7.9万件)</li> </ul>                                                                                                                                                                              | 70事務<br>約250万件      |
| 別表第4 | J-LIS              | 通知都道府県以外の都道府県内の市町村長その他の執行機関 | <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 地方税の賦課徴収又は調査(市町村長、約270万件)</li> <li>✓ 児童手当の支給(市町村長その他の執行機関、約9.2万件)</li> <li>✓ 同一都道府県内で転居した者の都道府県の議会議員又は長の選挙の選挙権の確認(市町村長、約1.9万件)</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                  | 60事務<br>約340万件      |
| 別表第5 | 都道府県知事が自都道府県の情報を利用 |                             | <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 地方税等の賦課徴収又は調査(約1,640万件)</li> <li>✓ 障害者自立支援給付の支給等(約247万件) ✓ 身体障害者手帳の交付(約239万件)</li> <li>✓ 難病の患者の特定医療費の支給(約195万件)</li> <li>✓ 児童手当の支給(約105万件) ✓ 一般旅券の発給、記載事項の訂正等(約118万件)</li> </ul>                                                                                                                                                                           | 70事務<br>約3,300万件    |
| 別表第6 | 都道府県知事             | 都道府県知事以外の執行機関               | <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 高等学校等就学支援金の支給(教育委員会、約300万件)</li> <li>✓ 特別支援学校就学奨励法による経費の支弁(教育委員会、約40万件)</li> <li>✓ 児童手当の支給(都道府県知事以外の執行機関、約20万件)</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                 | 5事務<br>約360万件       |

(注)「通知都道府県」とは、本人確認情報を住基法の規定(第30条の7第1項)によりJ-LISに通知した都道府県知事が統括する都道府県のこと(同法第30条の10第1項)。

(注)件数は、令和4年度の数。事務数は、令和4年8月20日施行時の住基法各別表の項の数。



### ご提案内容

国の機関や市区町村等が行う各種調査等の事務において、幅広く住民基本台帳ネットワークシステムを利用できるようにするために、4 情報（氏名、住所、生年月日、性別）を必要とする事務のうち住民基本台帳法別表に記載されていない事務を整理し、当該事務を住民基本台帳法別表に掲載する法改正を求める。

また、上記の実効性を高めるため、国の機関や市区町村等に対して住民基本台帳ネットワークシステムの利用により4 情報の取得が可能である旨の周知を求める。

∞

### 回答

ご提案を踏まえて、各省庁や自治体に対して住基ネットの利用が想定される事務について、悉皆的に調査を行った上で、住基ネットの利用範囲の拡大について検討する。

また、住基ネットを利用可能な機関に対し、住基ネットの利用の徹底について通知を行う。

#### ※調査の概要

- 総務省及び内閣府にて、各提案の中で示された「更生保護法」「河川法」「道路運送法」に限らず、住基ネットの利用が想定される事務について、各省庁に対して調査を実施。
- 各省庁からの回答内容について精査を行うとともに、回答のあった事務等に係る住基ネットの利用ニーズについて自治体向けの調査を行った上で、具体的な検討を進める。

## (参考)住民基本台帳ネットワークシステムの利用拡大に関する調査について

- 豊田市や神戸市から、新たに住民基本台帳ネットワークシステム※（以下「住基ネット」という。）の利用を可能とすることで、住民票の写しの提出を不要とすること等を求める提案がなされた。

※ 市区町村と都道府県が連携して構築。住民基本台帳法別表に定める事務の処理においてのみ本人確認情報（氏名、住所等）の提供を受けることが可能。

- この提案について、内閣府において、豊田市と神戸市に加え、総務省とも意見交換を行い、この際、分野横断的に見直しを行うこととしたところ。
- このため、総務省及び内閣府において、各提案の中で示された具体例（更生保護法、河川法及び道路運送法に基づく事務）に限らず、住基ネットの利用が想定される事務について、各府省等に対して次のとおり調査を行う。

### 6 <調査時期>令和6年6月25日（火）～8月

#### 1. 各府省向け調査：6月25日（火）～7月9日（火）

調査対象：全府省

調査内容：法制度上の事務で住基ネットの利用が想定されるもの（住民票の写しを必要とする手続、公用請求による最新住所調査等）



#### 2. 自治体向け調査

調査対象：都道府県及び指定都市

調査内容：上記1で回答のあった事務等に係る住基ネットの利用ニーズ

# 更生保護官署における 住民票等の公用請求の現状と今後の方針について

法務省保護局

# 更生保護官署における住民票等の公用請求の現状と今後の方針について

## 更生保護法等に基づく公用請求について

更生保護官署（保護観察所及び地方更生保護委員会）では、更生保護法第30条等に基づき、所掌事務の遂行のため、地方公共団体に対して住民票等の公用請求を行っている。  
公用請求は特定の事務に限定されず、保護観察や仮釈放等の審理など個別の事案に応じて必要な範囲内で行われる。

## 公用請求の具体例

- 保護観察所（更生保護法第30条、医療観察法※第22条）
  - 保護観察の実施のための調査
    - ・ 矯正施設出所後に向けた生活環境の調整
    - ・ 保護観察対象者の現住居・転居先の確認、所在不明となった者の所在調査
    - ・ 保護観察対象者の婚姻・離婚・死亡の事実確認
  - 新任保護司の推薦に係る本人確認
  - 恩赦上申にあたっての予備調査

- 地方更生保護委員会（更生保護法第28条）
  - 仮釈放等の審理に係る調査

### 請求数※（年間）

|            |                |
|------------|----------------|
| <u>住民票</u> | <u>1,900件</u>  |
| <u>戸籍</u>  | <u>14,000件</u> |

※件数については概数

※心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律

## 今後の方針

更生保護官署においては、個別の事案に応じて公用請求を行っているところ、基本 4 情報だけではなく、本籍・続柄等の情報が必要となる場合も多い。

⇒ 基本 4 情報の取得のみで対応できる事務を精査し、導入の適否について検討する。

○更生保護法（平成 1 9 年法律第 8 8 号） 抄  
（協力等の求め）

第三十条 保護観察所の長は、その所掌事務を遂行するため、関係機関等に対し、必要な援助及び協力を求めることができる。

# 住民基本台帳法別表への河川法に関する 事務の追加に係るご提案について

12

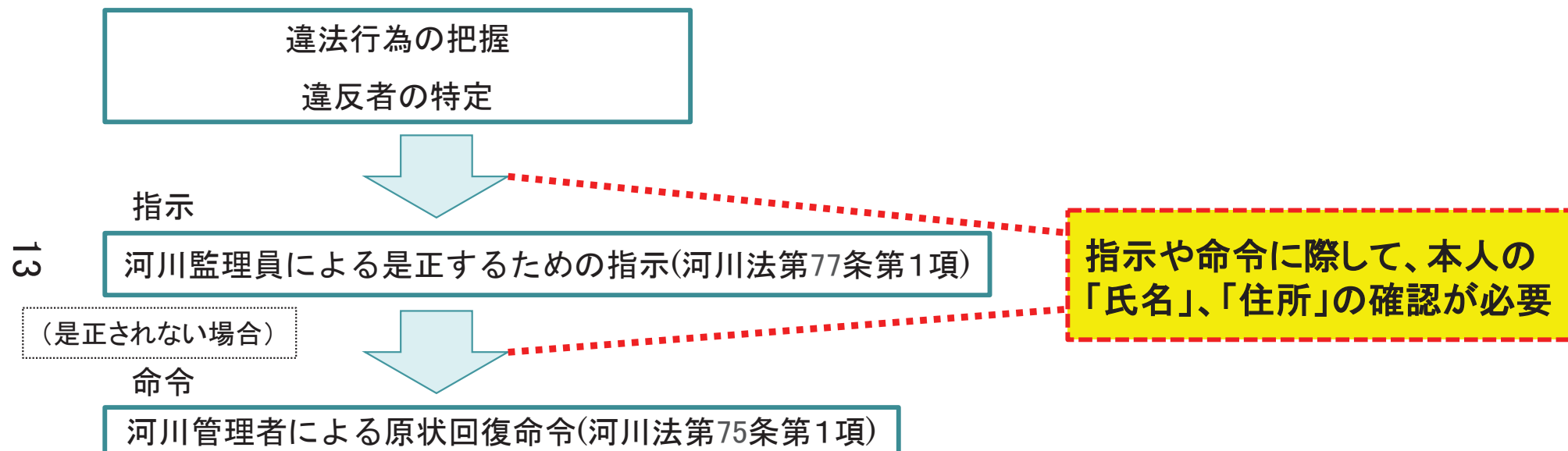
国土交通省  
水管理・国土保全局  
水政課  
令和6年7月

重点1：住民基本台帳ネットワークシステムの  
利用対象事務の拡大等（国土交通省）

# 河川法に基づく違法行為の対策(河川法第75条、第77条)

○第75条は、河川管理の適正を確保するため、河川法上違法状態にある者等に対して、河川管理者が違法工作物の除去、原状回復等の措置を命ずること等ができるとした規定であり、第77条は、違法状態の適切かつ迅速な是正を図るため、河川監理員が必要な措置を指示することができるとした規定である。

## ○対応の流れ(不法占用物件のケース)



## ○河川法(昭和三十九年法律第百六十七号)

(河川管理者の監督処分)

**第七十五条** 河川管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、この法律若しくはこの法律に基づく政令若しくは都道府県の条例の規定によつて与えた許可、登録若しくは承認を取り消し、変更し、その効力を停止し、その条件を変更し、若しくは新たに条件を付し、又は工事その他の行為の中止、工作物の改築若しくは除却(第二十四条の規定に違反する係留施設に係留されている船舶の除却を含む。)、工事その他の行為若しくは工作物により生じた若しくは生ずべき損害を除去し、若しくは予防するために必要な施設の設置その他の措置をとること若しくは河川を原状に回復することを命ずることができる。

2～10 (略)

(河川監理員)

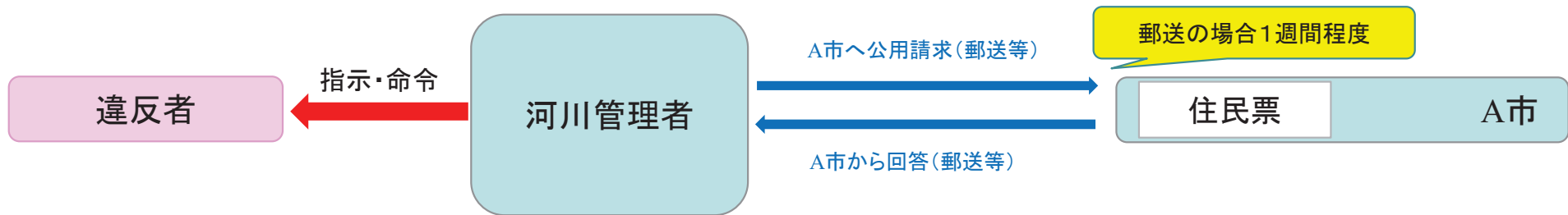
**第七十七条** 河川管理者は、その職員のうちから河川監理員を命じ、第二十条、第二十三条、第二十三条の二、第二十四条から第二十七条まで、第三十条、第三十一条第二項、第五十五条第一項、第五十七条第一項、第五十八条の四第一項若しくは第五十八条の六第一項の規定若しくは第二十八条若しくは第二十九条の規定に基づく政令若しくは都道府県の条例の規定又はこれらの規定に基づく処分に違反している者(第七十五条第一項若しくは第二項の規定による処分又は第九十条第一項の規定による条件に違反している者を含む。))に対して、その違反を是正するために必要な措置をとるべき旨を指示する権限を行わせることができる。

2・3 (略)

# 河川の違法行為対策における違反者の調査

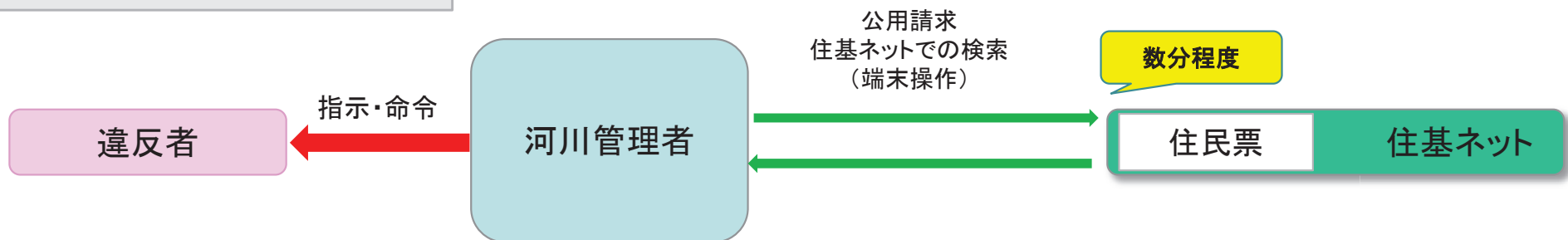
- 違反者の住所等を正確に把握するため、市町村に対し、郵送等により住民票の公用請求を行っている。
- 住民基本台帳ネットワークシステムが利用できれば、住所等の調査について一定の効率化が期待される。

## 現状



14

## 住基ネットが利用できる場合





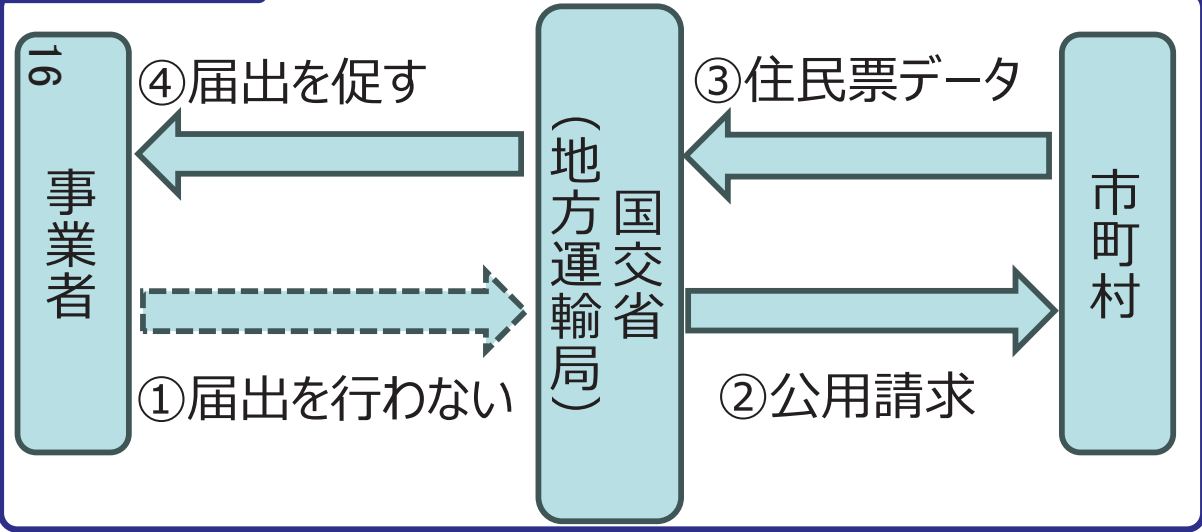
# 一般旅客自動車運送事業の休廃止の届出がなされない場合の対応について

国土交通省  
物流・自動車局

現状

- 道路運送法においては、一般旅客自動車運送事業について休止又は廃止を行う場合には、その旨を国土交通大臣に届け出るよう定めているところ（38条第1項）。
- 一方で、事業者の中には、実際には事業を行っていないにもかかわらず、上記届出を行っていない者もいるところ。
- 上記のような事業者について、その代表者の住民票を公用請求により取り寄せることで、当該代表者の居所を特定し、休止又は廃止の届出を促している状況。

手続きフロー



年間件数

令和5年度：25件

|     |     |    |    |
|-----|-----|----|----|
| 北海道 | 0件  | 近畿 | 3件 |
| 東北  | 0件  | 中国 | 1件 |
| 関東  | 9件  | 四国 | 0件 |
| 北信  | 0件  | 九州 | 0件 |
| 中部  | 12件 | 沖縄 | 0件 |

(参考)

(事業の休止及び廃止)

**第三十八条** 一般旅客自動車運送事業者（路線定期運行を行う一般乗合旅客自動車運送事業者を除く。）は、その事業を休止し、又は廃止しようとするときは、その三十日前までに、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

2～4 （略）

愛 運 輸 第 ○ ○ 号  
令 和 年 月 日

● ● 市 長 殿

愛 知 運 輸 支 局 長  
(公 印 省 略)

住民票等の公用請求について（依頼）

下記の者は道路運送法第4条に規定する一般乗用旅客自動車運送事業を経営する法人の役員であるが、同法第38条（事業の廃止）に規定する手続きが行われず、連絡が取れないことから、同手続きを案内すべく住民票又は住民票除票について、各一通送付方よろしくお願いします。

記

氏名：○○ ●●

住所：愛知県●●市○○町1－1－1

氏名：□□ ■■

住所：愛知県■■市□□町2－2－2

連絡先

名古屋市中川区北江町1丁目1番地の2

中部運輸局愛知運輸支局 輸送担当 深谷 俊之

TEL：052－351－5312